

富田山公園再整備官民連携事業導入業務委託

プロポーザル実施要項

一宮市（以下「本市」という。）では、富田山公園再整備官民連携事業導入業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、プロポーザル方式により、本市にとって最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）を選定するため、本要項に基づき提案の募集を行うものである。

1 目的

本業務は、木曽川沿川に存する富田山公園（以下「本公園」という。）を中心に、豊かな自然環境やサイクリングロード等の既存施設を活かして、都市公園の賑わい創出や魅力向上等を図るために、民間活力の導入に向けた諸手続きに関する資料の作成及び更新を行うとともに、民間事業者から幅広い提案を引き出し、提案をもとに事業者の選定をした上で、その事業者との契約を円滑に締結するため、専門的な知識や経験に基づく支援を行うものである。

2 委託業務の内容等

（１）業務名

富田山公園再整備官民連携事業導入業務委託

（２）業務内容

別紙「富田山公園再整備官民連携事業導入業務委託 特記仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)のとおりとする。

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 2 7 日まで

（４）予算額

金 20,000,000 円（消費税及び地方消費税等を含む）

なお、上記予算額は、本市とこの金額で契約を約束するものではない。

（５）契約方法

随意契約

3 プロポーザルの参加資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者とする。

なお、本業務におけるプロポーザル方式による手続きへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、単体企業とし、設計共同体は認めないものとする。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者であること。

② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）

でないこと。

- ③ 令和 7 年度入札参加資格者名簿（工事・設計）の業種名「都市計画及び地方計画」に登録されている者で、地域区分が「県内」、「名古屋」又は「市内」であること。
- ④ 本要項に基づくプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の手続き開始の日から本要項「7 企画提案書等」の規定に基づく企画提案書等（以下「企画提案書等」という。）の提出日までの期間において、一宮市建設工事等請負業者指名停止措置等に関する要領（平成 13 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 本プロポーザルの手続き開始の日から企画提案書等の提出日までの期間において、「一宮市が行う事務又は事業から暴力団等の排除に関する合意書」（平成 24 年 12 月 18 日付け一宮市長・愛知県一宮警察署長締結。以下「暴力団排除合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑥ 国税、都道府県税、市税を滞納している者でないこと。
- ⑦ 過去 10 年間に於いて、次の業務を各 1 件以上実施（元請に限る）している者であること。
 - ア 民間事業者を公募するために必要な公募設置等指針の作成業務
 - イ P－PFI 等の官民連携事業の事業者選定や契約締結等に関する支援業務

4 最優秀提案者等の選定

本市が設置した富田山公園再整備官民連携事業導入業務委託審査評価委員会（以下「審査評価委員会」という。）は、参加希望者が提出する本要項「5 参加表明書等」の提出書類を審査し、企画提案書等を提出する者（以下「提案者」という。）を選定するものとする。なお、提案者の選定にあたっては、本要項「3 プロポーザル参加資格」について審査するが、次のいずれかに該当する場合は選定しないものとする。

- ① 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ② 参加表明書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ③ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合。
- ④ 不正行為や不正工作があったと認められる場合。
- ⑤ その他審査評価委員会が不適当と認める場合。

提案者は、企画提案書等を提出するとともにプレゼンテーションを行うものとする。審査評価委員会は、参加表明書等の評価点数に加え、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ別表に基づき企画提案書等を審査し、評点した評価点数の合計が最も高い提案をした最優秀提案者及び 2 番目に高い次点提案者を選定するものとする。

なお、本要項に関する事前説明会は行わないものとし、参加報酬は無償とする。

5 参加表明書等

参加希望者は、次のとおり参加表明書等を提出するものとする。

（1）提出書類

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 会社概要書（様式 2－1, 2－2）

③ 配置予定担当者（様式 3 - 1, 3 - 2, 3 - 3）

④ 業務の実施体制（様式 4）

（2）受付期間及び受付時間

① 受付期間

令和 7 年 5 月 9 日(金)から令和 7 年 5 月 22 日(木)午後 5 時まで

（3）提出手続き

① 提出先

本要項「15 担当窓口(事務局)」

② 提出方法

本要項「15 担当窓口(事務局)」の提出用 URL から提出すること。受信確認を行うため、提出後に提出した旨を電話連絡すること。市が受信を確認できない場合には、期限内に市に提出されなかったものとみなす。提出フォームのアップロード上限値は 1 ファイルあたり 10MB、全体は 100MB までとすること。

やむを得ない事情により送受信できない場合は、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

（4）共通項目

① 各様式は A 版とし、記載文字は 11 ポイント以上とすること。

② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。

③ 各様式の注意欄に枚数の指定がないものは、複数枚とすることも可。

④ データ形式は PDF とする。

6 参加表明書等の内容

（1）会社概要書（様式 2 - 1, 2 - 2）

会社名（名称又は商号）、代表者氏名、本社所在地、事業内容、社員数、資本金、直近の事業年度総売上高、会社の業務実績など必要事項を記載し、次に示す書類を提出するものとする。

① 印鑑証明書（受付日前 3 カ月以内に発行されたもの）

② 登記事項証明書（商業・法人登記：現在事項全部証明書もしくは履歴事項全部証明書）
（受付日前 3 カ月以内に発行されたもの）

③ 納税証明書等（国税、県税、市税において未納がないこと。直近 1 年分）

（2）配置予定担当者（様式 3 - 1, 3 - 2, 3 - 3）

本業務に配置予定の担当者（管理技術者、照査技術者、主たる担当技術者）に関し、次の項目について記載するものとする。

① 所属

② 氏名

③ 生年月日

④ 担当予定の業務内容

⑤ 実務年数

⑥ 保有資格

⑦ 業務実績

⑧ 履行中の業務（管理技術者のみ記載）

（３） 業務の実施体制（様式４）

配置担当者の責任や役割等業務実施に関する体制等を記載するものとする。

7 企画提案書等

提案者選定結果通知書(様式 5－1)により提案者として通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとする

（１） 提出書類

- ① 見積書（様式 6）
- ② 業務の実施方針（任意様式）
- ③ 業務工程表（任意様式）
- ④ 企画提案書（任意様式）

（２） 提出期間

① 提出期間

令和 7 年 5 月 2 8 日(水)から令和 7 年 6 月 1 7 日(火) 午後 5 時まで

（３） 提出手続き

① 提出先

本要項「1 5 担当窓口(事務局)」

② 提出方法

本要項「1 5 担当窓口(事務局)」の提出用 URL から提出すること。受信確認を行うため、提出後に提出した旨を電話連絡すること。市が受信を確認できない場合には、期限内に市に提出されなかったものとみなす。提出フォームのアップロード上限値は 1 ファイルあたり 10MB、全体は 100MB までとすること。

やむを得ない事情により送受信できない場合は、速やかに上記連絡先へ連絡すること。

（４） 共通事項

- ① 各様式は A 版とし、記載文字（図表等の文字は除く）は 1 1 ポイント以上とすること。
- ② 各様式の項目で記入事項がないときは、空欄とせず「なし」を記入すること。
- ③ データ形式は PDF とする。

8 企画提案書等の内容

（１） 見積書（様式 6）

- ① 提案者は作成した企画提案書（任意様式）を踏まえ、必要な経費を算出し、内訳書を添えて見積書を提出すること。
- ② 直接人件費、直接経費、その他原価、一般管理費等、消費税額及び合計額を記載すること。
- ③ 委託積算の参考とするため、再見積を依頼した場合は協力すること。

（２） 業務の実施方針（任意様式、A4 版 1 頁以内）

業務実施に関する方針を記載するものとする。

（３） 業務工程表（任意様式、A4 版 1 頁以内）

業務における工程表を作成し、記載するものとする。

(4) 企画提案書（任意様式、A4 版 4 頁又は A3 版 2 頁以内）

本業務に関する企画提案は、次に掲げるテーマについて、明瞭かつ簡潔に作成し、図面等を添付する場合は、鮮明なものとなるように配慮するものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。

テーマ 1：民間事業者の参入意欲を高めるためのポイント

- ・ 民間事業者の参入意欲を高めるうえで取り組むべき課題とその解決策
- ・ 民間事業者が重要視する点や行政側で取り組める解決方法等

テーマ 2：民間事業者とのリスク分担におけるポイント

- ・ 民間事業者と基本協定等の協議を行う上で、課題となりうるポイントとその対応策
- ・ 既設建物を利活用する場合に考慮すべき点等

(5) 企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等のプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり行うものとする。ただし、会社名や配置予定技術者等が特定できる表現をしないものとする。

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、令和 7 年 6 月 25 日(水)を予定しており、詳細な時間、場所、説明時間等は別途プレゼンテーション及びヒアリングを行う提案者に通知する。
- ② 説明者は、業務実施体制に記載された配置担当者 3 名までとする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、提出した業務の実施方針、業務工程表及び企画提案書の内容のみとし、追加資料の配付、説明は原則不可とする。
- ⑤ パソコン等を使用して説明するときは、スクリーン、プロジェクター、延長コードは本市で準備するが、パソコン（付属品を含む）のほか必要なものは、提案者が用意するものとする。

9 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査、評価は、次のとおり行うものとする。

(1) 見積書

見積書の妥当性について、審査を行うものとする。

(2) 業務の実施方針、業務工程表及び企画提案（プレゼンテーション、ヒアリング）

業務の実施方針、業務工程表及び企画提案事項について、別表の評価項目 3 に基づき審査を行い、評点するものとする。

(3) 選定基準等

- ① 参加表明書等について、別表の評価項目 1 及び 2 に基づき審査を行い、その評価点数及び企画提案書等の審査の評価点数の合計が最も高い提案をした者を最優秀提案者とし、2 番目に高い者を次点提案者として選定する。
- ② 最高得点者が複数の場合は、企画提案書等審査の総合評価が最も高い者を最優秀提案者とし

て選定する。その項目も同点だった場合は、見積金額が低い者を最優秀提案者として決定する。

- ③ 提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、各審査項目の審査基準に基づき審査評価委員会にて審査し、その提案内容が優れていると審査された場合は、その提案者を最優秀提案者として選定する。

(4) 無効となる提案等

次のいずれかに該当した場合は、審査対象外となり無効とする。

- ① プロポーザル参加資格を満たさない場合。
- ② 定められた提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。
- ③ 参加表明書等、企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合。
- ④ 本要項、仕様書等で定める事項に適合しない場合。
- ⑤ 企画提案見積金額が不相当と認める場合。
- ⑥ 不正行為や不正工作があったと認められる場合。
- ⑦ その他審査評価委員会が不相当と認める場合。

10 要項等に関する質問

本要項、仕様書に関する質問については、質問書（様式7）に質問の内容を記載し、提出用URLで提出するものとする。受信確認を行うため、提出後に提出した旨を電話連絡すること。市が受信を確認できない場合には、期限内に市に提出されなかったものとみなす。

また、本要項、仕様書に関する質問及び回答については、本市公式ウェブサイト公表するものとし、個別の回答は行わないものとする。

(1) 提出期間

令和7年5月9日(金)から令和7年6月10日(火)午後5時まで

(2) 提出先

本要項「15 担当窓口(事務局)」

(3) 回答期限

質問書提出の翌日から起算して7日以内（土曜日及び日曜日を含まない）

※ 質問は本要項、仕様書の範囲内に限る。

11 審査結果

(1) 結果通知

審査結果については、参加表明書等を提出した者（以下「参加者」という。）及び提案者へ書面及び電子メール（様式5-1、5-2、8-1、8-2、8-3）にて、参加表明書記載の連絡先に通知するものとする。

(2) 非選定の理由

(1)のうち、提案者又は最優秀提案者に選定されなかった者は、次のとおり一宮市長に対して、非選定理由の説明を書面にて求めることができるものとする。

- ① 提案者として選定されなかった場合（様式5-2により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日から令和 7 年 6 月 5 日(木)まで〔予定〕

（土曜日及び日曜日を除く。）

提出時間：午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

- ② 最優秀提案者に選定されなかった場合（様式 8－2、8－3 により通知を受けた者）

提出期間：通知を受けた日から令和 7 年 6 月 30 日(月)まで〔予定〕

（土曜日及び日曜日を除く。）

提出時間：午前 9 時から正午及び午後 1 時から午後 5 時まで

- ③ 提出先

本要項「15 担当窓口(事務局)」

- (3) 非選定理由の説明に対する回答

回答は、説明を求める書面の提出期限の翌日から起算して 5 日以内（土曜日及び日曜日を除く）に書面により行うものとする。

1.2 契約

- (1) 審査評価委員会によって選定された最優秀提案者は、本業務の契約に係る交渉権者（以下「交渉権者」という。）となり、本業務の契約に関する諸条件等について本市と協議を行い、協議が成立した場合、本市と契約を締結し事業者（以下「委託事業者」という。）となるものとする。
- (2) 本業務における契約において、最優秀提案者との協議が不調となったとき、又は最優秀提案者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となったときは、次点提案者が交渉権者となり、協議を行うものとする。
- ① 「3 プロポーザルの参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ② 提案内容が無効となったとき。
 - ③ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められたとき。
- (3) 業務計画については、交渉権者が提出した企画提案書等を基に、市との協議を経て作成するものとする。
- (4) 契約締結後であっても、次のいずれかに該当する場合には契約を解除し、委託事業者を変更することができるものとする。
- ① 企画提案書等に虚偽の記載があることが明らかになった場合。
 - ② 委託事業者に重大な瑕疵がある場合。
 - ③ 本業務遂行の意思が認められない場合。
 - ④ 業務遂行能力がないと認められた場合。
 - ⑤ その他契約を継続するに耐えない事情がある場合。
- (5) 全ての提案事項について契約を保証するものではなく、企画提案書等について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と交渉権者との協議により、契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

1 3 その他

- (1) 参加者は複数の企画提案をすることはできないものとする。
- (2) 企画提案書等の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めないものとする。
- (4) 企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、「一宮市情報公開条例（平成 12 年条例第 33 号）」に基づき、公開することができるものとする。
- (5) 企画提案書等は、評価を行う作業に必要な範囲において、複製することができるものとする。
- (6) 企画提案書等は返却しないものとする。
- (7) 企画提案書等の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに企画提案書等の内容が無償で利用できるものとする。
- (8) 企画提案書等の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (9) 委託事業者は、本業務の処理を他に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (10) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。
- (11) 本プロポーザルにて電子メール等の通信事故が起きた場合について、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (12) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合、交渉権者は、本市に報告するとともに警察へ被害届を提出するものとする。これを怠った場合は、原則として契約を締結しないものとし、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (13) 契約を締結するまでの間に、交渉権者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合及び「暴力団排除合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、本市は一切の責めを負わないものとする。
- (14) 参加表明書等を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 9）を提出用 URL にて本要項「1 5 担当窓口(事務局)」に提出するものとする。
- (15) 本要項に関する事前説明会は行わないものとする。

1 4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは次のとおりとする。

日程（予定）	項目
令和 7 年 5 月 9 日～ 令和 7 年 6 月 1 7 日	本要項配布 ※告示及び本市公式ウェブサイトにて公表
令和 7 年 5 月 9 日～ 令和 7 年 5 月 2 2 日 午後 5 時まで	参加表明書受付期間
令和 7 年 5 月 9 日～ 令和 7 年 6 月 1 0 日 午後 5 時まで	質問書受付期間
令和 7 年 5 月 2 8 日	提案者選定結果の通知・企画提案書等の提出依頼
令和 7 年 5 月 2 8 日～ 令和 7 年 6 月 1 7 日 午後 5 時まで	企画提案書等の提出期間
令和 7 年 6 月 2 5 日※予定	プレゼンテーション及びヒアリング
令和 7 年 6 月 2 6 日※予定	審査結果通知
令和 7 年 6 月下旬	契約締結

1 5 担当窓口（事務局）

一宮市役所本庁舎 8 階 まちづくり部公園緑地課 整備グループ

〒491-8501 愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号

TEL：(0586)28-8635 FAX:(0586)73-9218 電子メール：kouen@city.ichinomiya.lg.jp

提出用 URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1019458>

別表 参加表明書等、企画提案書等、プレゼンテーションの評価項目、評価基準及び配点

評価項目	評価項目の着目点		配点	評価基準
1 予定技術者の経験及び能力	管理 技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10	技術士(建設部門「都市及び地方計画」)を有する
				R C C M(「都市計画及び地方計画」)を有する
		過去10年間(平成27年度以降)の業務実績		同種業務※のうち、いずれの実績も有する
				同種業務※のうち、1つの実績を有する
	担当 技術者	業務の繁忙度(令和7年4月末時点の手持ち業務)	5件未満	
			5件以上10件未満	
			10件以上	
		<都市計画> 技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	11	技術士(建設部門「都市及び地方計画」)を有する
				R C C M(「都市計画及び地方計画」)を有する
				同種業務※のうち、いずれの実績も有する
同種業務※のうち、1つの実績を有する				
過去10年間(平成27年度以降)の実績内容	実績を有しない。			
	本業務に従事できる担当技術者を3名以上配置できる			
担当技術者の複数従事体制	本業務に従事できる担当技術者を2名配置できる			
	本業務に従事できる担当技術者を2名配置できない			
2 業務実績	会社	過去10年間(平成27年度以降)の業務実績	4	同種業務※のすべてで、愛知・岐阜・三重での実績がある
				同種業務※のいずれかで、愛知・岐阜・三重での実績がある
				上記以外の業務実績
小 計			25	
3 業務実施方針及び企画提案	1 業務の実施方針、工程表		20	[①業務理解度] 目的、条件、内容の理解度
				[②実施手順] 業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性
				[③留意点とその対策] 業務実施上の留意点を明確にし、その対応策についての記載内容の妥当性
				[④その他] [加点] 業務の特性を踏まえた実施方針に関する創意工夫があり、その妥当性が高い場合、優位に評価する。
	2 企画提案書 <テーマ1：民間事業者の参入意欲を高めるためのポイント>		25	【基本】本テーマにおける問題、課題、留意点等が明確にされている場合に評価する。
				[①適格性] ・問題、課題、留意点等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合、優位に評価する。 ・当該地周辺の地域特性や現状を踏まえた提案がされている場合、優位に評価する。
				[②実現性] ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。 ・提案内容の実現性を裏付ける、類似実績が明示されている場合、優位に評価する。
				[③独創性] ・(加点) 工学的知見などに基づく新しい提案があり、本業務の遂行にあたって有効と認められる場合、優位に評価する。
	2 企画提案書 <テーマ2：民間事業者とのリスク分担におけるポイント>		25	【基本】本テーマにおける問題、課題、留意点等が明確にされている場合に評価する。
				[①適格性] ・問題、課題、留意点等が適切かつ理論的に整理されており、本業務を遂行するにあたって、有効性が高い場合、優位に評価する。 ・当該地周辺の地域特性や現状を踏まえた提案がされている場合、優位に評価する。
[②実現性] ・提案内容に説得力があり、実現性が高い場合、優位に評価する。 ・提案内容の実現性を裏付ける、類似実績が明示されている場合、優位に評価する。				
[③独創性] ・(加点) 工学的知見などに基づく新しい提案があり、本業務の遂行にあたって有効と認められる場合、優位に評価する。				
3 その他効果的な提案事項		5	[加点項目] ・その他、本業務の遂行にあたり効果的かつ実現性の高い提案がある	
小 計			75	
合 計 (評価点)			100	

※同種業務とは、特記仕様書（案）第6条第2項に示す(1)(2)の業務とする。